

徳島県告示第六百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき
営土地改良事業の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第
四項の規定により公告する。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地区名	換地処分年月日
三野西部地区（田野々工区）	令和二年十月十四日